

(2) 乗合バスの車内事故②

12月23日(月)午前10時25分頃、愛知県の県道の交差点において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客1名を乗せ運行中、信号待ちのため停車し、青信号に従い発進したところ、次のバス停で降車しようと立ち上がった乗客が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(3) 乗合バスの衝突事故

12月23日(月)午後10時13分頃、神奈川の市道において、同県に営業所を置く乗合バスが回送運行中、対向車線を走行してきたオートバイが転倒し、当該バスの前方へ滑走してきたため、ブレーキをかけたが間に合わず衝突した。

この事故により、オートバイの運転者が死亡した。

(4) 法人タクシーの死傷事故①

12月20日(金)午後9時11分頃、東京都の片側2車線の区道において、都内に営業所を置く法人タクシーが空車で第2通行帯を運行中、前方の車両がブレーキを踏んだため回避しようと第1通行帯に進路変更したが、前方に駐車車両があったためブレーキを踏もうとしたところ誤ってアクセルを踏み、歩道に乗り上げて自転車乗りをはねた。

この事故により、自転車乗りが死亡した。

(5) 法人タクシーの死傷事故②

12月21日(土)午前0時8分頃、福岡県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、横断歩道のない場所で道路を横断していた歩行者をはねた。

この事故により、歩行者が死亡した。

(6) 法人タクシーの衝突事故

12月23日(月)午後4時頃、岡山県の市道の交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、対向の乗用車に続いて右折した際、当該乗用車が急停車したところに衝突した。

なお、当該乗用車は、同交差点を横断していた自転車乗りをはねた。

この事故により、自転車乗りが死亡した。

(7) 大型トラックの酒気帯び衝突事故

12月23日(月)午後9時15分頃、山梨県の国道の交差点において、埼玉県に営業所を置く大型トラックが運行中、信号を無視して進入し、軽自動車と衝突した。

この事故により、双方の運転者が軽傷を負った。

事故後の警察による調べにより、当該大型トラック運転者は、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。

日時：令和2年2月27日（木）13時0分～16時40分（受付12時15分～）
会場：九州運輸局 共用大会議室（3階）（福岡市博多区博多駅東2-11-1）
定員：250名（事前申込が必要です）
参加費：無料

※セミナーの詳細やお申し込みにつきましては、九州運輸局HPをご覧ください。
→ http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/press/00001_00254.html

(3) 運転者の体調急変に係る事故の発生を踏まえた管理の徹底について
(配信日：R1.12.6)

12月4日、バスが東京都新宿区の都道を走行中、ハイヤーに追突し、さらに中央分離帯を乗り越え、街路灯に衝突し止まり、ハイヤーの運転者が死亡する事故が発生しました。事故の原因については調査中ですが、当該バスの運転者が事故後に搬送された病院にて、インフルエンザに罹患していたことが判明しました。一般的に、インフルエンザウィルスに感染してから1～3日間ほどの潜伏期間の後に、発熱（通常38℃以上の高熱）、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛・関節痛などが突然現われるとされております。

自動車運送事業者におかれましては、乗務前点呼時において、体調が正常であった場合においても、運転者が運行中に体調が急変し運行に悪影響を及ぼす場合もあることから、事業用自動車の安全確保に万全を期すために、下記事項について改めて徹底をお願いします。

記

自動車運送事業者は、以下のことを改めて徹底するとともに、安全に運行をすることができないおそれがある状況での運行を行わないこと。

- ① 運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底すること。
 - ② 運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示を適切に実施するための体制を整備すること。
 - ③ 運転者が体調異変等の報告をしやすいような職場環境を整備すること。
 - ④ 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底すること。
-

(4) 降積雪期における輸送の安全確保の徹底について

(配信日 : R1. 12. 6)

輸送の安全確保については、機会あるごとに注意喚起してきたところですが、依然として毎年雪による自動車事故等が発生しております。

これから本格的な降積雪期を迎える中、気象情報（大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。）や道路における降雪状況等を適時に把握し、以下の対策等を講ずることにより、輸送の安全確保に万全を期すとともに、事故の防止に努めるようお願いします。

①積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底を図ること。なお、スタッドレスタイヤへ交換する際は、ホイール・ボルトの誤組防止、締付トルクの管理を確実にすること。

②点呼時等において、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行うこと。

③積雪・凍結時における要注意箇所の把握に努めること。

④気象状況が急変し、安全運行が確保できないおそれがある場合は、運行計画の変更及び利用者への情報提供等の適切な措置を講ずること。

⑤乗務員に対して、スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急ハンドルを行わないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底すること。

(5) 近畿運輸局 第13回自動車事故防止セミナーを開催します。【近畿運輸局発】

(配信日 : R1. 12. 6)

近畿運輸局では、事業用自動車の事故防止対策の一環として、平成19年度より毎年度自動車事故防止セミナーを開催しています。

今年度で第13回目となるセミナーでは、「もう一度初心にかえって、安全・安心を」をテーマとして、学識経験者、自動車事故対策機構、国土交通省自動車局安全政策課により講演します。

運送事業者等の皆様も是非このセミナーにご参加いただき、今後の事故防止対策の参考にいただければ幸いです。

日時 : 令和2年1月23日(木) 13時00分から16時00分(開場12時0

0分)

場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター「ドーンセンター」7Fホール（大阪府中央区大手前1丁目3番49号）

定員：400名（事前申込が必要です。）

参加費：無料

※セミナーを詳細や申し込みにつきましては、近畿運輸局HPをご覧ください。

→ <http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/press>

(6) 年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施しましょう!!

（配信日：R1.11.29）

大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故・事件等が発生した場合には大きな被害となることが予想されます。国土交通省では、12月10日～翌年1月10日までの期間を、「年末年始の輸送等に関する安全総点検実施期間」と定め、各事業者等の方々による自主点検を通して、安全性の向上と、輸送安全等に対する意識の高揚を図っております。各自動車運送事業者等の方々におかれましては、自主点検を実施し、輸送の安全確保に努めましょう。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html

(7) ボルトの錆や左後輪に注意！ 車輪脱落事故3年連続増加「厳しい状況」

～平成30年度大型車の車輪脱落事故発生状況について～

（配信日：R1.11.15）

平成30年度のホイール・ボルト折損等による大型車の車輪脱落事故発生件数は81件（うち人身事故3件）と3年連続で増加し、ピークとなった平成16年度の87件に迫る厳しい状況となりました。

事故が発生した車両の傾向として、左後輪に脱輪が集中していることに加え、今般、新たにホイール・ボルトやホイールの錆の除去が不十分のままタイヤ交換されているおそれがあることが確認されました。

ボルトの錆の除去など適正な交換作業の実施、交換後、特に脱輪の多い左後輪の重点点検を大型車ユーザーに求めて参ります。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000231.html



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/enzenplan2009/faq.html> ）

* ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/enzenplan2009/stop.html> ）

【参考】

* 自動車局ホームページ

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html> ）

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

（平日9:30～12:00 13:00～17:30）

・ 自動音声受付 03-3580-4434（年中無休・24時間）

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

